

居宅介護支援事業所阿知の里運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人センチュリー岡山が開設する居宅介護支援事業所阿知の里（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立を指向した日常サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な指定居宅介護支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅介護事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、医療機関、他の介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 居宅介護支援事業所阿知の里
- （2）所在地 岡山市東区下阿知1180番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）介護支援専門員 3名（常勤職員1名、非常勤2名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- （3）事務職員 1名（常勤兼務職員）
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 月・火・水・木・金・土曜日とする。
ただし12月29日から1月3日までの日を除く。
- （2）営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- （1）相談体制 事業所内に相談室を整備し利用者からの相談に適切に対応する。
- （2）使用する課題分析票の種類 課題分析標準項目（厚生労働省提示）に準じた事業所独自の課題分析票
- （3）居宅サービス計画の作成
- （4）サービス担当者会議 居宅サービス計画原案に対し専門的な見地から意見を求めるため、

当該計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。

(5) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

(6) 居宅訪問 居宅サービス計画作成に当たり利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接を行う。また、当該計画作成後においても居宅サービス計画の実施状況を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行う。介護支援専門員による居宅訪問頻度は月1回以上とする。

(7) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要する交通費は、公共交通機関を使用する場合は、通常の実施地域を越えた地点から片道毎の実費を徴収する。また自動車を使用する場合は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えて1kmにつき18円

3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岡山市（ただし、中山間地域等、旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町を除く。）及び瀬戸内市（ただし、中山間地域等を除く。）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従業者は、指定居宅介護支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(成年後見制度の活用支援)

第11条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第12条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成18年1月10日から施行する。

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年10月1日から施行する。

この規定は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、令和1年11月22日から施行する。

この規定は、令和3年9月1日から施行する。